

令和8年4月から
補助金額を変更しました！



～人と猫が共生できる社会の実現に向けて～

猫に不妊・去勢手術を受けさせましょう！

目的

千曲市では、望まない猫の繁殖を制限することにより、市民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い猫と飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行った経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象

市民の方が行った飼い猫又は飼い主のいない猫への不妊去勢手術の費用。

補助額

区 分	手術内容	金 額	
		改正前	改正後
飼い猫	不 妊	4,500円	2,500円
	去 勢	3,000円	1,500円
飼い主のいない猫	不 妊	5,500円	7,000円
	去 勢	3,500円	7,000円

※ 令和8年4月以降に実施した不妊去勢手術から、改正後の補助金額が適用されます。

申請方法

申請書類をご記入の上、不妊又は去勢手術を行ったことが確認できる領収書と併せ、下記までご提出ください。

申請書類（「補助金交付申請書」「補助金交付請求書」）の様式は、千曲市役所環境課窓口で受け取るか、千曲市のホームページからダウンロードしてください。

※詳しくは、下記担当課にご確認ください。

【担当課】千曲市 市民環境部 環境課 環境政策係

TEL：273-1111 内線：2201

飼い猫が繁殖しすぎたために飼養の放棄や無責任なエサやりなどによる飼い主がいない猫が増えています。そのために、地域住民の生活環境の悪化・住民間トラブルも増え、殺処分される不幸な猫も少なからずいます。

猫不妊去勢手術への一部補助を通し、多くの猫の命を守るとともに猫の命を守ろうとする市民が増えていくことを願っています。

○猫の飼い方

以下、環境省パンフレット「知っていますか？動物愛護管理法」から抜粋

動物の飼い主の責務（第7条）

動物の飼い主（所有者又は占有者）は「命あるもの」である動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し又は保管することにより、動物の健康と安全を保持するように努めなければなりません。これはペットの飼い主だけでなく、ペットショップやブリーダー、展示施設や動物保護シェルターなど、すべての動物の所有者又は占有者も同様です。

第1項 迷惑防止



動物が人を傷つけたり、財産に損害を加えないようにすること。人に迷惑をかけるようにすること。

第4項 終生飼養



動物の種類や習性などを正しく理解し、原則として、動物がその命を終えるまで適切に飼い続けること。

第2項 感染症の予防



動物の感染症について正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぐこと。

第5項 繁殖制限



動物が増えすぎて、適正な飼養ができなくなるように、不妊去勢手術などの繁殖制限をすること。

第3項 逃走防止



動物が逃げ出したり、迷子にならないように、必要な対策を取ること。

第6項 所有明示（身元表示）



飼い主がわかるよう、首輪や迷子札、脚環、マイクロチップなどを装着すること。

猫の繁殖の特徴 猫は不妊去勢と室内飼いが重要です！

雌猫は雄猫との交尾の刺激によって排卵するので、交尾をすればほぼ確実に妊娠するといわれています。繁殖制限をしないと、1頭の雌猫が1年後には20頭以上、2年後には80頭以上に増える計算になります。

